

証券コード 4438

2025年3月10日

(電子提供措置の開始日 2025年3月5日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目11番1号

株式会社 Welby

代表取締役 比木 武

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.welby.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスして、銘柄名で当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」をご確認いただき、2025年3月26日（水）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
- 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
ベルサール東京日本橋4階 Room G

3. 目的事項

報告事項

1. 第14期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

第3号議案

当社子会社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

【ご来場される株主の皆様へ】

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
3. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は下記事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結貸借対照表
 - ・連結損益計算書
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内



電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つがございます。



インターネットで議決権行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水）
午後5時完了分まで

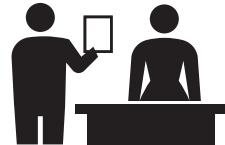


書面で議決権行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年3月26日（水）
午後5時到着分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月27日（木）
午前10時

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

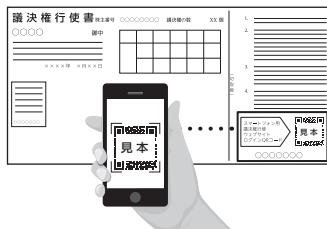
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

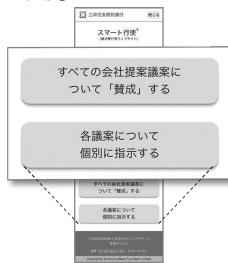
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがP.C.向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

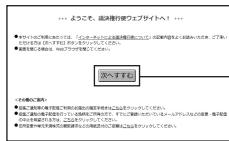
※QRコードを再度読み取っていただくと、P.C.向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時~午後9時)

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、内需及びインバウンド需要拡大により社会経済活動が進んでおります。

当社グループについて、主たる事業領域であるPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)関連業界においては、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり超高齢社会を迎える「2025年問題」を見据え、給付と負担のバランスを図りながら制度の持続可能性を確保するための医療制度改革が進む一方、高齢化に伴い慢性疾患罹患率が増加し、日常生活の中で生活の質(QOL)の維持・向上を図っていく必要性が高まるなど医療に対するニーズの変化が着実に進みました。

また、医療資源の不足等により医療機関による患者への遠隔モニタリングや平時から災害に備えたPHRを利用した地域住民の健康管理情報の活用の必要性の理解が高まっており、当社グループが進めるPHRサービスが社会的課題の解決策の一つとして認識しております。

このような事業環境の下、当社グループは「Empower the Patients」を事業ミッションとして掲げ、医療関係者をはじめ、製薬企業、医療機器メーカー等と共にPHRプラットフォームサービスの普及に取り組みました。

PHRプラットフォームサービスにおいては、政府が運営するマイナポータルに接続し、予防接種歴、薬剤情報及び特定健診情報の取得・閲覧が可能となりました。これにより、患者(個人)はもとより、保険者(健康保険組合・市町村国保・共済組合・協会けんぽ)など健康維持改善を支援する団体や医療機関等が様々な保健医療情報(健診・予防接種情報、レセプト・処方箋情報、電子カルテ・検査情報など)とログデータ(日々の食事の内容やカロリー、血圧や血糖値など)にシームレスにアクセスでき、運動管理、健康維持、服薬管理、医療従事者による患者の健康状態や治療状況の把握・介入などの目的で活用することができるようになります。

また、PHRサービス事業を展開する企業と共に多様なステークホルダー間の協調を促進し、PHRサービス産業の発展を通じて、国民の健康寿命の延伸や豊かで幸福な生活(Well-being)に貢献することを目的として「PHRサービス事業協会」に参画しております。本協会の執行役として、またPHRサービスのリーディングカンパニーとし

て、更なる利便性を追求し、患者の同意を前提としたうえでの医療データポータビリティを促進するため、ステークホルダー（医療機関関係者・学術機関・行政など）との対話を重ね、患者の皆様にいっそう安心してご利用いただける医療環境の構築を目指しております。

当社と中部電力株式会社は、個人向けヘルスケアサービスや医療機関向けサービスの開発・普及に向けた資本業務提携に合意しております。この合意に基づき、当社は、中部電力株式会社の子会社であるメディカルデータカード株式会社株式の過半数を取得するとともに、中部電力株式会社を引受先とした第三者割当増資を実施しました。

今後、中部電力株式会社と業務提携を締結している株式会社スズケンを含めた3社は当社が持つPHRサービスを中心として、各社が保有するサービスを掛け合わせ、中部地区の地域住民への利用提案をはじめ、医療機関への診療効率向上につながるソリューション提案の自治体向けの提供を目指すとともに、中部電力株式会社のお客さまとの接点や株式会社スズケンの医療機関・医療介護従事者との接点を最大限活用し、三位一体となった「地域医療プラットフォーム」の構築による新たな価値の提供を目指していきます。

当社グループの疾患ソリューションサービスの売上高は、製薬企業から受注を受けた新規PHRサービスの企画や開発、既存PHRサービスの改修や機能追加による売上計上があったものの、一部サービスの終了等により407,806千円と、前年同期と比べて48,078千円(10.5%)の減収となりました。新規PHRサービスとして重症喘息、免疫反応疾患及び眼科系疾患の疾患領域において、サービスリリースを行いました。製薬業界全体のDX(Digital Transformation)は継続しており、顧客の需要は高いため、売上パイプライン拡充への取り組を継続して実施します。

従来からの取り組みであるPHRを製薬企業の新薬プロモーションにおけるPSP (Patient Support Program) や臨床研究に必要なePRO(Patient Reported Outcome)データ収集ツールとして利用するなどの事業を、従前からの生活習慣病領域に加えて自己免疫疾患、オンコロジー、慢性疼痛等の多岐にわたる疾患領域において継続展開することにより、売上パイプライン及びPHRを利用する医療機関が全国で拡大しています。また、大学病院等と連携した臨床研究を推進するとともに、更なるPHRの臨床実装を拡大しております。

オンコロジー領域においては、医療機関等へマイカルテONCの普及活動を行うことにより契約医療機関等は増加し、臨床実装は拡大しております。患者や医療従事者

を含む、がん治療に関わるステークホルダーがマイカルテONCを利用することにより、患者の記録した日々の症状日誌や医療従事者の記録した治療データがPHRとして蓄積され、がん治療領域におけるリアルワールドデータとして今後の治療・研究等の推進に利用されることを見込んでいます。

PHRプラットフォームを利用した疾患領域横断のPHRソリューションを展開することで、新たなマーケットを創出し、更なる売上パイプライン拡充を行います。当該PHRプラットフォームは一部案件で運営フェーズを開始しており、毎月安定的な収益を実現できております。

当社グループのWelbyマイカルテサービスの売上高は、一部サービスの終了等があったものの、PHRプラットフォームの要件定義及び開発等の売上計上により120,236千円と、前年同期と比べて625千円(0.5%)の増収となりました。基盤提供については、案件の大型化により受注リードタイムが長期化しておりますが、自社でPHRサービスを展開したい顧客の需要は高まっており、収益の拡大を見込んでおります。具体策としては、従来の生命保険会社や健保組合のみならず、ヘルスケア事業に新規参入する企業へのアプローチとして、定期的なWebinarを開催して新規顧客の発掘に努めております。

サービス普及の観点からは、広範な顧客網を有する株式会社スズケン、フクダ電子株式会社などのパートナー企業との協業を重点地域においてより強化することや、大学病院や学会等との協業だけではなく、提携先である中部電力株式会社及び株式会社NTTドコモとサービス普及を推進しております。中部電力株式会社とは、特に中部圏でのPHRの社会実装の加速、株式会社NTTドコモとはPHRを活用した各疾病領域における予防及び重症化防止を目的としたサービス提供を行っております。引き続き、新たな医療機関への普及を積極的に行いながら、これまでに導入を完了した医療機関を対象に実臨床におけるPHRの利用価値の訴求・情報提供を推進しました。また、糖尿病領域向けには株式会社三和化学研究所や各血糖測定器メーカーとの連携により、糖尿病専門医に特化した普及や利用促進が加速しております。また、PHRと電子カルテ及び検査値データ等の連携推進を通じて医療の質的向上に寄与すると見込んでおり、PHRのデータポータビリティ実現に向けて更なる普及に取り組んでおります。具体的には、広範な検査会社とデータ連携機能を有するメディカルデータカード株式会社株式の過半数を取得し協業を強化しております。加えて、生活習慣病の治療におけるPHR活用をさらに強化し、院内業務である診療報酬請求に必要な療養計画書を効率的

に作成できる機能を新たに追加しました。この機能により、医師の療養指導の効率が大幅に向上し、患者に対する精度の高いケアが可能となり一層の生活習慣改善指導の効率化に貢献できる見込みです。Welbyマイカルテ利用者が登録したかかりつけ医療機関は2024年12月末時点31,309施設（無料利用施設を含み、重複を除く）となっています。なお、2024年12月末時点各アプリの合計ダウンロード数は約118万回に達しております。

PHRサービスと他分野の協業の一環として、患者や利用者個人の健康状態や好みに合わせてパーソナライズ化された情報及びユーザー体験を提供することで、そのサービス提供によるアウトカム向上（健康状態の改善）を目指すヘルスケア事業を展開しております。具体的には、生命保険分野において業務提携関係になる大同生命保険株式会社と保険契約者の生活習慣の改善に向けた取り組みや新たな保険商品・サービスの開発などを目的としたWelbyマイカルテ利用者の生活習慣・重症化予防効果についての共同研究を行った結果を踏まえ、2型糖尿病、高血圧症、脂質異常症などを対象に生活習慣を改善するための保険商品と連動したサービス開発などを継続推進とともに、対象疾患の拡大を進めております。

上記のようなパーソナライズ化されたヘルスケア事業をより一層推進するため、子会社である株式会社Welbyヘルスケアソリューションズにおいて、未病・予防を含む生活習慣病領域におけるPHRサービス利用の拡大とPHRを活用したサービス開発を推進しております。具体的には、保険者（健康保険組合・市町村国保・共済組合・協会けんぽ）向けソリューションの事業化に向けた活動を実施しております。既に複数の健康保険組合の参画が決定しており、今後は自治体も含めて参画する保険者数は拡大していく見込みです。また、中長期的には普及拡大とサービス開発の進展及び他社とのアライアンス等によりWelbyマイカルテが生活習慣病領域における業界標準となることを目指しております。

アライアンスの一環として、当社グループは日本生命保険相互会社と業務提携契約を締結するとともに、株式会社Welbyヘルスケアソリューションズが日本生命保険相互会社と株式引受契約を締結しております。この資本業務提携により当社グループは、日本生命保険相互会社と協働して、かかりつけ医ネットワークを活用したPHRソリューションの普及を推進し、未病・予防から医療現場に至る生活習慣病領域において双方が有するノウハウや資源を活用して、保険者（自治体・市町村国保・共済組合・協会けんぽ）、企業における健康経営・データヘルス推進に向けた課題解決を図ってまいります。また、新規のアライアンスとして、当社は株式会社NTTドコモとPHRを活用

した各疾病領域における予防及び重症化防止を目的に、業務提携契約を締結しました。本業務提携契約を通じて、①各種疾病の予防・治療効果向上に向けたキャンペーン施策、②高血圧症及びその他疾病領域における協業の検討、③当社と株式会社NTTドコモがそれぞれ保有するPHR基盤を活用したヘルスケア事業の検討を推進してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は528,043千円(前年同期比8.2%減)、売上総利益については、売上の減少があったもののプラットフォーム開発投資による開発コストの低減により379,916千円(前年同期比1.0%増)となりました。

販売費及び一般管理費については、株式会社Welbyヘルスケアソリューションズにおける事業立ち上げのための普及投資及び業容拡大のための開発投資を行ったこと等により1,034,362千円(前年同期比27.2%増)となりました。開発投資の内、プラットフォーム開発投資は、共通基盤での各種ガイドラインへの適用拡大、疾患治療向けPHRの患者UXナレッジの標準化、マイナポータルや予約決済システム連携などの機能整備、セキュリティー強化など、PHRプラットフォーム基盤の継続強化のための開発投資となります。当該投資による開発コストの低減により収益性は向上しております。今後、当該投資の促進により収益性の更なる向上及び基盤提供商材の充実による収益貢献を見込んでおります。

営業損失は654,446千円(前年同期は営業損失437,309千円)、経常損失は655,726千円(前年同期は経常損失438,840千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は当社の保有する固定資産(ソフトウェア等)について減損損失を計上したこと等により804,603千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失505,288千円)となりました。この内、マイカルテやプラットフォーム開発などへの先行投資額は214,031千円となりました。

なお、当社グループは、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は172,621千円となりました。このうち、主要なものは、ソフトウェアへの投資170,606千円であります。

(3) 資金調達の状況

2024年4月26日に、株式会社Welbyは、第三者割当増資により、499,999千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、PHR プラットフォームサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① サービス強化

患者及び医療者(ユーザー)の治療プロセスの中で、より良いサービスを利用していくため、ユーザーニーズに基づく、機能改修、UX※/UI※の改修、データ連携計測機器の追加、及び検査値等各種医療データ連携を絶えず強化しております。加えて、新たに開始したプラットフォーム基盤サービスの機能拡張や活用スキーム拡大を実施し、データポータビリティ社会の実現に向け、取り組んでまいります。

- ※ 「UX」とは、ユーザー エクスペリエンス (User Experience) の略で、「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験」を指します。
- ※ 「UI」とは、ユーザー インターフェイス (User Interface) の略で、「ユーザーの目に触れる部分又は使用する部分」を指します。

② サービス普及

当社グループの提供する各サービスの利用拡大により継続的な企業価値の向上を実現していくためには、PHRアプリユーザー、医療機関の利用拡大が継続的な企業価値の向上に重要な指標であり、各ユーザーにとって魅力あるサービスを継続的に提供することに加え、各サービスの知名度や、顧客ベースを持つ企業との連携などによるサービス普及が不可欠であると考えております。そのために、各主要学会でのクリニカル・エビデンスの発表、広報、広告宣伝、事業提携の推進などを通じてサービス普及活動に積極的に取り組んでまいります。

③ データの適正な取り扱い

当社グループが提供する患者向けPHR プラットフォームサービスにおいては、患者の様々なPROデータ (Patient Reported Outcome: 医師による評価ではなく、患者自らが生活・健康状態・治療について、主に自記式質問票により、患者又は被験者から直接得られる情報を指します。) やマイナポータルから得られる健診データや予防接種データ等が蓄積されておりますが、要配慮個人情報を含む医療情報であるため、事業推進に当たっては適正な利用を図る必要があります。

疾患ソリューションサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために、当該患者の個別同意を取得したうえで、患者のPROデータを医療従事者へ提供しております。製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しており、同意を得

ない各患者の個人情報及び要配慮個人情報については提供しておりません。

Welbyマイカルテサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために、当該患者の個別同意を取得したうえで、医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証として、同サービスの利用患者数、記録データの統計情報（血压、体重の平均値等）の提供をしています。学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供するサービスにおいては、学術利用目的であることを明示し、患者の個別同意を取得したうえで実施しています。

上記のように要配慮情報含む個人情報の適正利用を担保することによりユーザーからの信頼を維持すると同時に、情報セキュリティの観点から安心してプラットフォームを活用いただけるよう、個人情報保護法、「3省2ガイドライン※」、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針※」、アメリカの「HIPAA法※」（Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996）等により求められるデータセキュリティ課題にも引き続き対応してまいります。

※ 「3省2ガイドライン」とは、医療機関や医療情報を取り扱う情報処理事業者等が準拠すべき総務省、厚生労働省、経済産業省各省が策定したガイドラインの総称を指します。

※ 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」とは、民間PHR（Personal Health Record）サービスが適切に利活用されることを目的に、経済産業省、厚生労働省、総務省各省が民間PHR事業者のために策定したルールを指します。

※ 「HIPAA法」とは、アメリカにおける医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律。医療情報の電子化の推進とそれに関するプライバシー保護やセキュリティ確保について定めた法律を指します。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社グループの業容拡大に向けては、雇用形態を問わず優秀な人材の確保と、成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しています。

そのため、優秀な人材の確保に向けて、ダイレクトリクルーティングの活用を含めた採用チャネルの多様化、専門領域に特化した人材紹介会社との連携強化を積極的に推進していきます。

人材育成においては、高い専門性と成長志向を持ち、自律的に行動できる人材を育成してまいります。特に、貢献意識が高く、当社のミッションに強くコミットできる人材には、責任あるポジションへの登用やプロジェクトへのアサインを通じ、自己成長の機会を提供します。

また、専門的な知識やスキルの習得に対する意欲が高い社員には、積極的な支援を行い、さらなる成長を促進してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループが持続的成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	2021年度 第11期	2022年度 第12期	2023年度 第13期	2024年度 (当連結会計年度) 第14期
売上高	— 千円	— 千円	575,496 千円	528,043 千円
経常損失	— 千円	— 千円	438,840 千円	655,726 千円
親会社株主に帰属する当期純損失	千円 —	千円 —	千円 505,288	千円 804,603
1株当たり当期純損失	— 円	— 円	64.51 円	98.61 円
総資産	— 千円	— 千円	1,205,338 千円	1,167,243 千円
純資産	— 千円	— 千円	1,117,813 千円	838,339 千円
1株当たり純資産	— 円	— 円	142.71 円	91.80 円

(注) 第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	2021年度 第11期	2022年度 第12期	2023年度 第13期	2024年度 (当事業年度) 第14期
売上高	1,139,189 千円	1,050,994 千円	575,133 千円	486,546 千円
経常利益又は 経常損失(△)	△109,671 千円	73,641 千円	△404,965 千円	△417,091 千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	△130,675 千円	33,909 千円	△471,268 千円	△580,602 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△16.68 円	4.33 円	△60.17 円	△71.16 円
総資産	1,394,108 千円	1,395,516 千円	885,565 千円	1,041,668 千円
純資産	1,259,278 千円	1,274,118 千円	801,834 千円	745,256 千円
1株当たり純資産	160.77 円	162.67 円	102.37 円	83.97 円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Welbyヘルスケアソリューションズ	千円 225,000	% 93.4	生活習慣病(未病・予防を含む)領域における事業推進、事業基盤拡大
メディカルデータカード株式会社	千円 10,000	% 50.0	健康・医療情報を一元的に管理するためのインターネット・モバイル・クラウドサービスの企画・開発・提供

(注) メディカルデータカード株式会社は2024年4月26日付の株式取得により当社の子会社となりました。

(7) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業	事業内容
PHRプラットフォームサービス事業	・疾患ソリューションサービス ・Welbyマイカルテサービス

(8) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	東京都中央区京橋一丁目11番1号

②子会社

名称	所在地
株式会社Welbyヘルスケアソリューションズ	東京都中央区京橋一丁目11番1号
メディカルデータカード株式会社	東京都中央区京橋一丁目11番1号

(9) 企業集団の従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名	1名(増)	42.2歳	2.7年

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	200,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,275,552株(自己株式30株を除く。)
- (3) 株 主 数 2,214名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
比木 武	2,857,100 株	34.52 %
株式会社スズケン	1,657,900	20.03
株式会社ブライトリリンクパートナーズ	449,300	5.43
中部電力株式会社	434,782	5.25
日本郵政キャピタル株式会社	354,700	4.29
姜 琴鑄	242,100	2.93
株式会社デジタルガレージ	180,000	2.18
株式会社ワン	120,500	1.46
サンエイトOK組合	100,000	1.21
株式会社キヨーエン	86,700	1.05

(注) 持株比率は自己株式(30株)を控除して算定しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第2回新株予約権 (2017年2月27日)	25個	普通株式 100,000株	無償	342円	2019年2月28日 ～2027年2月21日
第3回新株予約権 (2018年4月16日)	40個	普通株式 160,000株	無償	1,150円	2020年4月17日 ～2028年3月29日
第5回新株予約権 (2020年4月20日)	40個	普通株式 4,000株	無償	1,592円	2022年4月22日 ～2030年4月21日
第7回新株予約権 (2021年7月19日)	200個	普通株式 20,000株	554円	982円	2023年8月5日 ～2031年7月19日
第8回新株予約権 (2023年5月12日)	715個	普通株式 71,500株	無償	665円	2025年5月17日 ～2033年3月28日
第9回新株予約権 (2023年5月17日)	615個	普通株式 61,500株	322円	594円	2025年6月8日 ～2033年5月17日
第10回新株予約権 (2024年8月19日)	960個	普通株式 96,000株	229円	408円	2026年9月7日 ～2034年8月19日

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	第2回新株予約権	6個	24,000株	1名
	第3回新株予約権	10個	40,000株	1名
	第8回新株予約権	715個	71,500株	1名
取締役 (監査等委員)	第2回新株予約権	8個	32,000株	2名
	第3回新株予約権	10個	40,000株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	第 10 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2024年8月19日
新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 100,000株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
新株予約権の払込金額	229円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 40,800円 (1 株当たり 408円)
権利行使期間	2026年9月7日から2034年8月19日まで
行使の条件	(注)
使用人等への交付状況	当社使用人 新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 100,000株 交付者数 21名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が 50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であること、または業務委託契約や顧問契約等の当社の業務に協力いただく契約が継続していることを要する。ただし、使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ii 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
- iii 本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ① 割当日からその 2 年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ② 割当日の 2 年後の応当日の翌日から割当日の 3 年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の 50%について権利行使することができる。
 - ③ 割当日の 3 年後の応当日から権利行使期間の末日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- iv 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
- v 本新株予約権者は、以下の①乃至③に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ① 本新株予約権者が当社の使用人である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
 - ② 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ③ 当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- vi その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	比木 武	
代表取締役	山本 武	
取締役	新谷 将司	
取締役	河原 章	
取締役 (常勤監査等委員)	石橋 太郎	オフィス・ティー・アンド・エム合同会社 代表社員
取締役 (監査等委員)	中島 正和	株式会社ブライトリンクパートナーズ 代表取締役 ネクスジエン株式会社 代表取締役 株式会社総医研ホールディングス 社外取締役 カーブジエン株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	松本 直也	松本直也公認会計士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	假屋 ゆう子	日本金属株式会社 社外取締役 関東電化工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役新谷将司氏、河原章氏及び取締役(監査等委員)假屋ゆう子氏は、2024年3月29日開催の第13回定時株主総会において、新たに選任され、就任しております。
2. 取締役(監査等委員)石橋太郎氏、松本直也氏及び假屋ゆう子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役(監査等委員)松本直也氏及び假屋ゆう子氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)松本直也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石橋太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、後記「(5) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。当該保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会にて定めており、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役ごとの総額の限度内で、取締役報酬については、代表取締役の提案により取締役会において各自の職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して算定しており、監査等委員報酬については監査等委員である取締役の協議により、監査等委員会において決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬の限度額について、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内、監査等委員である取締役は2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額限度内で、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに妥当性を判断したうえで、取締役会において決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の全員の同意により、監査等委員会において決定しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

区分	人数(人)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	ストックオプション
取締役 (監査等委員を除く)	4	59,528	50,055	9,473
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	16,650 (13,650)	16,650 (13,650)	— —
合 計	8 (3)	76,178 (13,650)	66,705 (13,650)	9,473 —

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. ストックオプションは新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	石橋 太郎	オフィス・ティー・アンド・エム 合同会社 代表社員	特別の関係はありません。
取締役	松本 直也	松本直也公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。
取締役	假屋 ゆう子	日本金属株式会社 社外取締役 関東電化工業株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して
行った職務の概要

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況等
取締役	石橋 太郎	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、製薬業界において長年にわたり活躍し、当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、助言・提言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
取締役	松本 直也	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回及び監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
取締役	假屋 ゆう子	社外取締役就任後に開催された取締役会15回及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、長年にわたる製薬業界での経験と、品質保証に関する豊富な知識と経験に基づき、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 ふじみ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,600千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	20,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年8月31日の取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態を確保する。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・個人情報適正管理規程及び関連マニュアル等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ・取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- e. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
- ・監査等委員会の業務は内部監査担当が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として原則1名以上配する。
- ・内部監査担当は、内部監査規程に基づき監査計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
- ・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は監査等委員会の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
- ・当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- f. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事實を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。
- g. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員は、内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
- ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士又は公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令順守を徹底する。
- ・監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとする。

- ・監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- h. 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役3名を含めた取締役8名で構成されておりますが、事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

② リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、コーポレート部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認いたします。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監

査に必要な情報の共有化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社Welby
取締役会 御 中

ふじみ監査法人

東京事務所

指定期社員 公認会計士 國井 隆
業務執行社員

指定期社員 公認会計士 篠輪 光紘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Welbyの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Welby及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社Welby
取締役会 御 中

ふじみ監査法人

東京事務所

指定期社員 公認会計士 國井 隆
業務執行社員

指定期社員 公認会計士 篠輪 光紘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Welbyの2024年1月1日から2024年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31までの第14期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

株式会社Welby 監査等委員会

監査等委員（常勤）	石 橋 太 郎	㊞
監査等委員	中 島 正 和	㊞
監査等委員	松 本 直 也	㊞
監査等委員	假 屋 ゆ う 子	㊞

（注）監査等委員石橋太郎、松本直也及び假屋ゆう子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされました。特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	比木 武 (1973年8月19日生)	1996年4月 住友商事株式会社 入社 2007年9月 楽天株式会社 入社 2009年1月 株式会社メドピア 入社 取締役 COO 2011年9月 当社設立 代表取締役就任(現任)	2,857,100株
<取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>			
比木武氏は、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	山本 武 (1968年7月12日生)	1991年4月 株式会社C5K (現SCSK株式会社) 入社 1994年11月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社 (現伊藤忠テクノソリューションズ株式会社) 入社 2005年10月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 入社 2008年4月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 代表取締役就任 (2021年2月退任) 2021年3月 当社 取締役就任 2023年4月 当社 代表取締役就任(現任)	—
<取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>			
山本武氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたるライフサイエンス分野での経験と見識を有しており、専門知識・ノウハウや豊富な人脈により、当社の企業価値の更なる向上に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	新谷将司 (1972年4月10日生)	1996年4月 株式会社ズケン 入社 2016年4月 エス・マックス株式会社出向 代表取締役社長就任 (2023年3月退任) 2022年4月 エンブレース株式会社 社外取締役就任 (2023年3月退任) 2023年4月 当社 出向 2024年3月 当社 取締役就任(現任)	—
<取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>			
新谷将司氏は、長年にわたる医薬品卸売企業での医療機関向け営業、製薬企業向けリサーチ事業会社等での経営の経験と知見を有しており、当社の企業価値の更なる向上に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
4	河原章 (1965年4月29日生)	1989年4月 株式会社ジェック 入社 1993年10月 株式会社保健教育センター(現 株式会社ベネフィット・ワン) 入社 2009年4月 株式会社保健教育センター(現 株式会社ベネフィット・ワン) 取締役就任 (2019年5月退任) 2023年8月 当社 入社 2024年3月 当社 取締役就任(現任)	—
<取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>			
河原章氏は、長年にわたるB2B2C市場での事業開発、アライアンス推進、営業支援、健康経営推進の経験と知見及び官公庁要職者との人的ネットワークを有しており、当社の企業価値の更なる向上に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 比木武氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

当社取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に対する金銭でない報酬に該当し、かつその額も確定していないため、ストックオプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。かかる新株予約権1個当たりの公正な価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたしますが、かかる算定方法につきましても併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役の報酬額は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、本件により割り当てる新株予約権は、当該報酬とは別枠でご承認をお願いするものであります。

本件の新株予約権は、当社取締役について、当社の成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社への経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなること等を目的として発行し、当社取締役の職位、当社業績に対する貢献度などを基準として割り当てるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、その内容は相当であると判断しております。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされました。意見はございませんでした。

また、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり可決されると、本議案の対象となる当社取締役の人数は4名となります。

1. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定ができる新株予約権の数の上限、金銭の払い込みの要否等

(1) 新株予約権の数の上限

390個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記2. (1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

- (2) 新株予約権の金銭の払い込みの要否
金銭の払込みを要しないものとする。
2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数とその算定方法

当社普通株式39,000株を上限とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終値（いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{array}{c}
 \text{既発行} \quad \times \quad \text{新規発行} \quad \times \quad 1 \text{株当たり} \\
 \text{株式数} \quad + \quad \text{株式数} \quad \text{払込金額} \\
 \hline
 \text{時} \quad \text{価}
 \end{array}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2027年3月28日から2035年3月27日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- i 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役たる地位、当社若しくは当社子会社の執行役員若しくは使用人たる地位又は当社若しくは当社子会社の業務に関連する契約の契約上の地位が継続していることを要する。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - ii 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
 - iii 本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ① 割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ② 割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - ③ 割当日の3年後の応当日から2035年3月27日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
 - iv 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
 - v 本新株予約権者は、以下の①乃至⑤に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ① 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331

- 条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ② 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - ③ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - ④ 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- vi その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由及び条件
- 当社は、以下の事由が生じた未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
- i 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上、総称して「組織再編」という。）を行う場合で、当該組織再編に関する合併契約書が締結された場合又は株式交換契約書の承認の議案若しくは株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたとき
 - ii 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
 - iii 本新株予約権者が当社若しくは当社子会社の取締役たる地位、当社若しくは当社子会社の執行役員若しくは使用人たる地位又は当社若しくは当社子会社の業務に関連する契約の契約上の地位をいずれも喪失した場合
 - iv 本新株予約権者が権利行使する前に上記(4)の定めにより新株予約権行使できなくなった場合。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

i 合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

第3号議案 当社子会社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権を引き受ける者を募集すること及び新株予約権の募集事項を決定することを、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものでございます。

当社子会社の取締役に割り当てる新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。かかる新株予約権1個当たりの公正な価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたしますが、かかる算定方法につきましても併せてご承認をお願いするものであります。

本件の新株予約権は、当社子会社の取締役について、当社グループの成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社への経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値向上へ貢献するインセンティブとなること等を目的として発行し、当社子会社の取締役の職位、当社業績に対する貢献度などを基準として割り当てるものです。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされました。意見はございませんでした。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社子会社の取締役に対し、当社グループの成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社グループへの経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプション制度を導入し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てることをしたいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定ができる新株予約権の数の上限、金銭の払い込みの要否等

(1) 新株予約権の数の上限

67個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記3.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(2) 新株予約権の金銭の払い込みの要否

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定ができる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数とその算定方法

当社普通株式6,700株を上限とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終値（いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

既発行 株式数	新規発行 株式数	×	1株当たり 払込金額
		+	
			時価
調整後	調整前	×	
行使価額	行使価額	×	既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」として算出する。

式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2027年3月28日から2035年3月27日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- i 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役たる地位、当社若しくは当社子会社の執行役員若しくは使用人たる地位又は当社若しくは当社子会社の業務に関連する契約の契約上の地位が継続していることを要する。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ii 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
- iii 本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ① 割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ② 割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - ③ 割当日の3年後の応当日から2035年3月27日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- iv 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
- v 本新株予約権者は、以下の①乃至⑤に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ① 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - ② 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - ③ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - ④ 禁錮以上の刑に処せられた場合

- ⑤ 当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- vi その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由及び条件
- 当社は、以下の事由が生じた未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
- i 当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上、総称して「組織再編」という。）を行う場合で、当該組織再編に関する合併契約書が締結された場合又は株式交換契約書の承認の議案若しくは株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたとき
 - ii 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
 - iii 本新株予約権者が当社若しくは当社子会社の取締役たる地位、当社若しくは当社子会社の執行役員若しくは使用人たる地位又は当社若しくは当社子会社の業務に関連する契約の契約上の地位をいずれも喪失した場合
 - iv 本新株予約権者が権利行使する前に上記(4)の定めにより新株予約権行使できなくなった場合。
- (7) 謹渡による新株予約権の取得の制限
- 謹渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織

再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

- i 合併
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- v 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(9) 新株予約権の行使により生ずる 1 株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(10)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
ペルサール東京日本橋4階 Room G



交通機関のご案内

- 地下鉄 銀座線、東西線、浅草線 日本橋駅 B 6 出口（駅直結）
銀座線、半蔵門線 三越前駅 B 6 出口より徒歩約 3 分
- J R 東京駅八重洲北口より徒歩約 6 分

※本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

株主各位

電子提供措置の開始日 2025年3月5日

第14回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社Welby

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	973,295	流動負債	328,903
現 金 及 び 預 金	740,426	買 掛 金	28,793
売 掛 金	182,930	1年内返済予定の長期借入金	200,000
仕 掛 品	7,756	未 払 法 人 税 等	11,582
そ の 他	42,182	契 約 負 債	19,353
		そ の 他	69,174
固定資産	193,947	負 債 合 計	328,903
有形固定資産	0	(純 資 産 の 部)	
建 物	0	株主資本	759,698
工具、器具及び備品	0	資本金	1,167,250
無形固定資産	122,602	資本剰余金	1,486,636
の れ ん	122,602	利益剰余金	△1,894,124
投資その他の資産	71,345	自己株式	△63
投 資 有 債 証 券	30,000	新株予約権	50,323
差 入 保 証 金	41,345	非支配株主持分	28,317
		純 資 産 合 計	838,339
資 産 合 計	1,167,243	負債・純資産合計	1,167,243

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)

(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		528,043
売 上 原 価		148,127
売 上 総 利 益		379,916
販売費及び一般管理費		1,034,362
營 業 損 失		654,446
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	133	
業 務 受 託 料	300	
還 付 加 算 金	199	
そ の 他	513	1,146
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,623	
支 払 手 数 料	802	2,426
經 常 損 失		655,726
特 別 損 失		
減 損 損 失	161,207	161,207
税金等調整前当期純損失		816,933
法人税、住民税及び事業税	2,818	2,818
当 期 純 損 失		819,751
非支配株主に帰属する当期純損失		15,148
親会社株主に帰属する当期純損失		804,603

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	916,650	1,236,036	△1,089,520	△63	1,063,102
当期変動額					
新株の発行	250,599	250,599			501,199
親会社株主に帰属する当期純損失			△804,603		△804,603
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	250,599	250,599	△804,603	—	△303,404
当期末残高	1,167,250	1,486,636	△1,894,124	△63	759,698
	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計		
当期首残高	27,497	27,213	1,117,813		
当期変動額					
新株の発行			501,199		
親会社株主に帰属する当期純損失			△804,603		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,825	1,104	23,929		
当期変動額合計	22,825	1,104	△279,474		
当期末残高	50,323	28,317	838,339		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社Welbyヘルスケアソリューションズ

メディカルデータカード株式会社

メディカルデータカード株式会社（以下、「MDC社」という。）は2024年4月26日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2024年6月30日としております。

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MDC社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 6～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③収益及び費用の計上基準

当社グループの事業であるPHRプラットフォーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

開発サービスに係る収益は、主にアプリケーション開発・導入によるものであり、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を検収した一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

保守・運用サービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づいて保守・運用サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守・運用契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの金額及び評価

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 122,602千円

当連結会計年度において、メディカルデータカード株式会社の連結子会社化に伴い発生したのれんは、133,748千円であります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

子会社株式の取得価額を決定するにあたり、売上高成長率やシステムの一
体運営により提供可能となる新たなサービスの創出等一定の仮定をおいて策
定された事業計画に基づき算定された企業価値により算出し、のれんの金額
は、取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回
った場合に、その超過額を計上しております。

のれんの減損の検討に当たっては、会社単位を基礎としてグルーピングを
行っており、子会社の業績や事業計画等を基にのれんの減損の兆候の有無を

判定しております。

② 主要な仮定

のれんの減損損失の計上にあたり、将来キャッシュ・フローを使用しております。

当該将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の主要な仮定は、過去の経営成績の実績を勘案した一定の売上高成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー見込額が減少する可能性があります。

のれんは、将来キャッシュ・フローの見積もりの基礎となる翌連結会計年度以降の計画において主要な仮定に変更が生じ超過収益力が低下したと認められた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産（のれん除く）の減損

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産（のれん除く）	0千円
減損損失（のれん除く）	161,207千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損の検討に当たっては、当社グループでは、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとして捉え、当資産グループにおける回収可能価額について事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより算出される使用価値により測定しております。

このような検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスの見込みであるため、回収可能価額を零で評価して減損損失を計上しました。

② 主要な仮定

減損判定に当たっては、取締役会により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りに基づいております。当該事業計画においては、受注見込件数を当社グループが現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注確度予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー見込額が減少する可能性があります。

当連結会計年度の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	10,308千円
----------------	----------

4. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	8,275,582株
------	------------

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式	284,000株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に対する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社グループの与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、本社ビルの賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、1年内返済予定の長期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	30,000	30,000	—
差入保証金	41,345	40,797	△548
資産計	71,345	70,797	△548

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	740,426	—	—	—
売掛金	182,930	—	—	—
差入保証金	—	41,345	—	—
合計	923,356	41,345	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	200,000	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	30,000	30,000
差入保証金	—	40,797	—	40,797

資産 計	—	40,797	30,000	70,000
------	---	--------	--------	--------

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

J-KISS型新株予約権等は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収見込み額を残存契約期間に対応する国債等の適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	PHRプラットフォーム事業(千円)	合計(千円)
疾患ソリューション	407,806	407,806
Welbyマイカルテ	120,236	120,236
顧客との契約から生じる収益	528,043	528,043
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	528,043	528,043

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計方針に関する事項 ③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、当社の顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高(千円)	期末残高(千円)
顧客との契約から生じた債権	180,071	182,930
契約負債	1,367	19,353

(注) 期首時点の契約負債1,367千円は当連結会計年度の収益として計上されています。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	91円80銭
(2) 1株当たり当期純損失	98円61銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 メディカルデータカード株式会社

事業の内容 健康・医療情報を一元的に管理するためのインターネット・モバイル・クラウドサービスの企画・開発・提供事業

② 企業結合を行った主な理由

両社がもつデータを掛け合わせた製薬企業向けのデータ販売および、両社システム一体運営により提供可能となる新たなサービス（みなし健診等）を創出し、自治体や企業健保などへの事業展開を拡大するため。

③ 企業結合日

2024年4月26日（株式取得日）

2024年6月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

50.0002%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2024年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	150,000千円
取得原価		150,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

133,748千円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 債却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	100,019 千円
固定資産	175 //
資産合計	100,195 //
流動負債	67,690 //
負債合計	67,690 //

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	720,322	流動負債	296,411
現 金 及 び 預 金	500,846	買 掛 金	41,892
売 掛 金	179,743	1年内返済予定の長期借入金	200,000
仕 掛 品	7,629	未 払 金	34,712
前 払 費 用	16,617	未 払 費 用	4,058
そ の 他	15,485	未 払 法 人 税 等	9,724
固定資産	321,345	預 り 金	5,094
有形固定資産	0	契 約 負 債	928
建 物	0	負 債 合 計	296,411
工具、器具及び備品	0	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	321,345	株主資本	694,933
投 資 有 価 証 券	30,000	資本金	1,167,250
関 係 会 社 株 式	250,000	資本剰余金	1,163,850
差 入 保 証 金	41,345	資 本 準 備 金	1,163,850
		利 益 剰 余 金	△1,636,102
		その 他 利 益 剰 余 金	△1,636,102
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,636,102
		自 己 株 式	△63
		新 株 予 約 権	50,323
資 産 合 計	1,041,668	純 資 産 合 計	745,256
		負 債・純 資 産 合 計	1,041,668

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
 (2024年1月1日から)
 (2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		486,546
売 上 原 価		149,090
売 上 総 利 益		337,455
販売費及び一般管理費		778,547
營 業 損 失		441,092
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	87	
業 務 受 託 料	26,002	
そ の 他	336	26,426
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,623	
支 払 手 数 料	802	2,426
経 常 損 失		417,091
特 別 損 失		
減 損 損 失	161,207	161,207
税 引 前 当 期 純 損 失		578,298
法人税、住民税及び事業税	2,303	2,303
当 期 純 損 失		580,602

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)

(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	916,650	913,250	913,250	△1,055,500	△1,055,500
当期変動額					
新株の発行	250,599	250,599	250,599		
当期純損失				△580,602	△580,602
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	250,599	250,599	250,599	△580,602	△580,602
当期末残高	1,167,250	1,163,850	1,163,850	△1,636,102	△1,636,102
	株主資本		新株予約権	純資産合計	
	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	△63	774,336	27,497	801,834	
当期変動額					
新株の発行		501,199		501,199	
当期純損失		△580,602		△580,602	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			22,825	22,825	
当期変動額合計	—	△79,402	22,825	△56,577	
当期末残高	△63	694,933	50,323	745,256	

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 6～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の事業であるPHRプラットフォーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

開発サービス係る収益は、主にアプリケーション開発・導入によるものであり、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を検収した一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

保守・運用サービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づいて保守・運用サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守・運用契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収

益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	0千円
--------	-----

減損損失	161,207千円
------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損の検討に当たっては、当社では、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとして捉え、当資産グループにおける回収可能価額について事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより算出される使用価値により測定しております。

このような検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスの見込みであるため、回収可能価額を零で評価して減損損失を計上しました。

② 主要な仮定

減損判定に当たっては、取締役会により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りに基づいております。当該事業計画においては、受注見込件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注確度予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー見込額が減少する可能性があります。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,881千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	9,257千円
短期金銭債務	18,780千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高	25,702千円
-----------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	30株
------	-----

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	380,980千円
減価償却超過額等	80,914千円
その他	20,327千円
	482,222千円
評価性引当額	△482,222千円
	一千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社Welbyヘルスケアソリューションズ	(所有) 直接93.4%	役員の兼任 運営受託	運営受託 (注2) コンサルティング 業務支援 (注2)	23,302 10,000	未収金 賃掛金	2,579 11,000
(注)	1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 2. 取引金額については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。						

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 83円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 71円16銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. 企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。